

議案第13号

かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例

かすみがうら市旧学校体育施設条例（平成28年かすみがうら市条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみ
がうら市条例第33号）の一部を改正する。
別表中第33号を削り、第34号を第33号とし、第35号を第34号と
し、第36号を第35号とする。
（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）
- 3 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがう
ら市条例第43号）の一部を改正する。

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とする。

別表旧学校体育施設の部を削る。